

公立病院改革プランの概要

団 体 名		士 幌 町							
プ ラ ン の 名 称		士幌町国民健康保険病院改革プラン							
策 定 日		平成 20年 10月 21日							
対 象 期 間		平成 20年度 ~ 平成 25年度							
病院 の 現 状	病 院 名	士幌町国民健康保険病院							
	所 在 地	北海道河東郡士幌町字士幌西2線167番地							
	病 床 数	60床(一般40床、医療療養20床)							
	診 療 科 目	内科・外科・整形外科・小児科・眼科							
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		民間医療機関が進出がたい地域である士幌町において、地域医療確保のため、町がみずから開設した病院であり、その役割は、健康相談が受けられるかかりつけ医を中心とした一次医療に加え、一部の入院機能の医療を提供することにある。このほか、救急告示病院として初期救急医療を担うことにある。							
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		士幌町内唯一の病院であることから、総務省自治財政局長通達「地方公営企業繰出金について」に定める、不採算地区病院と認め、その運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもつて充てることができないと認められるものに相当する額とするが、医療圏域の人口等経営環境が厳しい状況にあることや一般会計の財政が大変厳しい状況にあることを踏まえ、減価償却費等の非現金費用を除いた損益収支における、収支不足額を一般会計が負担するものとする。							
経営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考
	経常収支比率	95.5	93.9	94.4	94.1	94.5	98.1	100.2	
	職員給与費比率	106.9	105.3	94.5	95.2	94.4	90.5	89.3	
	病床利用率	58.9	73.3	75.0	77.0	78.5	81.6	83.3	
	医薬収支比率	60.1	60.7	68.1	69.1	70.1	73.9	75.7	
	医薬材料費比率	14.9	18.1	15.2	14.4	14.2	12.9	12.1	
上記目標数値設定の考え方		病床利用率～一般70%療養70%基本 21～25年度2%程度努力分加味 給与費比率～19年度実績を基に各年度定期昇給分加算した額の比率 医材費比率～19年度実績を基に各年度圧縮 医薬収支比率～病床利用率の向上、医薬材料費比率の圧縮等を加味し収支を見込んで設定 (経常黒字化の目標年度:平成25年度)							

				団体名 (病院名)	士幌町 (士幌町国民健康保険病院)				
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考
1日平均外来患者数		134.7人	130.9人	135.0人	135.0人	135.0人	135.0人	135.0人	
1日平均入院患者数		35.4人	43.9人	45.0人	46.2人	47.1人	49.0人	50.0人	
救急車による患者数		101件	100件	100件	100件	100件	100件	100件	年間延べ件数
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	平成20年度の病床利用率等の実績を踏まえて、平成21年度から指定管理者制度、民間譲渡等の検討を開始し、平成23年度までに結論を得て、平成24年度以降に実施する。						
		事業規模・形態の見直し	平成20年度の病床利用率等の実績を踏まえて、平成21年度から一般病床の削減、医療療養病床の介護療養老健施設への移行、指定管理者制度、民間譲渡、診療所化について検討を開始し、平成23年度までに結論を得て、平成24年度以降に実施する。						
		経費削減・抑制対策	節電、節水、節温等による光熱水費の削減。 医薬材料の適正在庫及び廉価購入による医薬材料費の圧縮。 コピー用紙の両面使用等消耗品費の削減。 以上のことについては、従来から実施してきているが、引き続き取り組む。						
		収入増加・確保対策	病床利用率の向上 請求漏れの防止 査定減の防止 以上のことについては、従来から実施してきているが、引き続き取り組む。						
		その他	目標達成に向け、毎日の入院患者数を把握し、達成に向け毎週、毎月会議等で報告する。						
各年度の収支計画		別紙1のとおり							
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	70.4%	18年度	63.8%	19年度	58.9%		
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	「事業規模・形態の見直し」に上述したとおり 施設の増改築は、現時点では計画されていない							

		団体名 (病院名)	土幌町 (土幌町国民健康保険病院)
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当国保病院が所属する十勝圏域には、公的病院として帯広厚生病院(748床)、帯広協会病院(377床)、国立病院機構帯広病院(370床)、道立緑ヶ丘病院(270床)、清水赤十字病院(92床)他、病床を有する町立の病院が当国保病院を含め8病院あり、合わせて603床の病床を有している。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	「自治体病院等広域化・連携構想」における土幌町国民健康保険病院の方向性は、「比較的小規模であり、今後、病院間の役割分担や帯広市に集積されている医療機能との連携も考慮しながら、診療所化を含めた規模の適正化について検討する必要があります。」とされています。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成25年度	<内容> 平成20年度の病床利用率等の実績を踏まえて、平成21年度から病床の削減や診療所への移行及び指定管理者、民間譲渡等の検討を開始し、平成24年度以降に実施することとしているが、道から再編・ネットワークに関する計画等の提案があれば、検討することとしている。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年度 平成24年度以降	<内容> 平成20年度の病床利用率等の実績を踏まえて、平成21年度から一般病床の削減、医療療養病床の介護療養老健施設への移行、指定管理者制度、民間譲渡、診療所化について検討を開始し、平成23年度までに結論を得て、平成24年度以降に実施する。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	評価委員会は、外部からの委員4人(医療有識者2人、経営経理有識者1人、地域住民1人)による構成とし、平成20年度末までに設置する。事務局は、土幌町国民健康保険病院改革プラン策定検討委員会とする。	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	点検・評価の時期は、決算数値が確定する6月頃とする。	
その他特記事項		平成20年度決算において、改革プランで掲げた経営目標に係る数値目標の達成が著しく困難であると認められるときは、経営形態等の見直しとともに、経営指標に係る数値目標の改定を行う。	

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度								
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
収 入	1. 医 業 収 益 a	520,869	510,444	543,695	598,371	593,649	602,210	627,287	635,806	
	(1) 料 金 収 入	479,905	476,447	510,695	555,335	550,768	559,330	584,287	591,806	
	(2) そ の 他	40,964	33,997	33,000	43,036	42,880	42,880	43,000	44,000	
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 医 業 外 収 益	295,126	332,106	328,836	254,150	244,100	239,100	234,100	234,100	
	(1) 他会計負担金・補助金	291,060	328,034	324,744	250,000	240,000	235,000	230,000	230,000	
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(3) そ の 他	4,066	4,072	4,092	4,150	4,100	4,100	4,100	4,100	
	経 常 収 益 (A)	815,995	842,550	872,531	852,521	837,749	841,310	861,389	869,906	
	支 出	1. 医 業 費 用 b	807,620	848,258	894,540	878,546	858,074	858,967	847,688	839,071
(1) 職 員 給 与 費 c		465,165	546,080	572,776	565,837	565,397	569,038	568,000	568,000	
(2) 材 料 費		93,634	85,074	105,678	96,768	95,500	96,000	93,000	89,500	
(3) 経 費		167,930	149,407	154,512	149,215	140,000	140,000	130,000	124,000	
(4) 減 価 償 却 費		77,790	63,017	56,870	52,722	52,877	49,629	52,388	53,271	
(5) そ の 他		3,101	4,680	4,704	4,004	4,300	4,300	4,300	4,300	
2. 医 業 外 費 用		34,024	33,458	34,632	34,058	31,760	30,885	30,000	29,000	
(1) 支 払 利 息		24,144	23,150	22,142	21,167	20,296	19,421	18,543	17,648	
(2) そ の 他		9,880	10,308	13,465	12,891	11,464	11,464	11,457	11,352	
経 常 費 用 (B)		841,644	881,716	929,172	902,604	889,834	889,852	877,688	868,071	
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	25,649	39,166	56,641	50,083	52,086	43,542	16,301	1,835		
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	
純 損 益 (C) + (F)	25,649	39,166	56,641	50,083	52,086	43,542	16,301	1,835		
累 積 欠 損 金 (G)	286,517	325,683	382,324	432,407	484,493	533,035	549,336	547,501		
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	436,142	409,938	390,667	370,152	326,805	326,064	326,000	320,000	
	流 動 負 債 (イ)	68,624	41,798	17,372	17,863	18,000	18,000	18,000	18,000	
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額 (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引不良債務(オ) {(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}	0	0	0	0	0	0	0	0		
単 年 度 資 金 不 足 額 ()	0	0	0	0	0	0	0	0		
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	96.9	95.5	93.9	94.4	94.1	94.5	98.1	100.2		
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$	0	0	0	0	0	0	0	0		
医 業 収 支 比 率 $\frac{(a)}{(b)} \times 100$	64.4	60.1	60.9	68.1	69.1	70.1	73.9	75.7		
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	89.3	106.9	105.3	94.5	95.2	94.4	90.5	89.3		
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0		
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(a)} \times 100$	0	0	0	0	0	0	0	0		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	0	0	0	0	0	0	0	0		
病 床 利 用 率	63.8	58.9	73.3	75.0	77.0	78.5	81.6	83.3		

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	士幌町 (士幌町国民健康保険病院)
--------------	----------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年度		年度							
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収 入	1. 企業債	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	68,450	77,450	69,933	54,709	60,216	56,507	47,710	48,425
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	658	1,757	0	0	3,000	0	0
	7. その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	68,450	78,063	71,690	54,709	60,216	59,507	47,710	48,425
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	68,450	78,063	71,690	54,709	60,216	59,507	47,710	48,425	
支 出	1. 建設改良費	805	16,580	11,152	27,751	40,000	40,000	15,000	15,000
	2. 企業債償還金	84,619	85,980	81,230	51,043	50,270	49,384	50,263	51,157
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0
支出計 (B)	85,424	102,560	92,382	78,794	90,270	89,384	65,263	66,157	
差引不足額 (B) - (A) (C)	16,974	24,497	20,692	24,085	30,054	29,877	17,553	17,732	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	16,974	24,497	20,692	24,085	30,054	29,877	17,553	17,732
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	16,974	24,497	20,692	24,085	30,054	29,877	17,553	17,732	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収益的収支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	291,060	328,034	324,744	250,000	240,000	235,000	230,000	230,000
資本的収支	(16,206)	(34,404)	(33,932)	(17,575)	(17,308)	(12,876)	(9,699)	(9,522)
	68,450	78,063	71,690	54,709	60,210	59,507	47,710	48,425
合計	(16,206)	(34,404)	(33,932)	(17,575)	(17,308)	(12,876)	(9,699)	(9,522)
	359,510	406,097	396,434	304,709	300,210	294,507	277,710	278,425

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。